

保存版

板柳町

ごみ分別 ガイドブック



令和8年4月から

※令和8年3月までは
今までどおりの分別を
してください。

目次

ごみを出すときのルール	1
燃やせるごみ	2
燃やせないごみ	3
粗大ごみ	4
プラスチック製容器包装	5
プラスチック製品・大型プラ	6
びん	7
ペットボトル	8
缶	9
段ボール・新聞	10
雑誌・雑がみ	11
紙パック	12
危険ごみ	13
有害ごみ	14
収集しないごみ	15
小型家電回収、電池類回収	18
資源物回収拠点	19
最終処分場・ごみ処理施設	20
不法投棄・野焼きの禁止 他	21

資源物

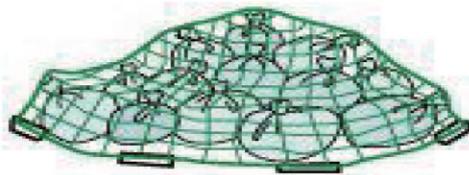
※収集日は別に配布しているカレンダーでご確認ください。



ごみを出すときの ルール

- ① 決められた収集日に出すこと
- ② 決められた分別をすること
- ③ 決められた方法で出すこと

- 町指定のごみ袋または透明（半透明）の袋に入れて、町内名・氏名を記入し、収集日当日の朝6時～8時までに収集場所へ出してください。※前日からは出さない。
- 収集場所にかごやネットがある場合は、きちんと中に入れカラス対策をしましょう。
- 自分のごみには責任を持ちましょう。



家庭から一時大量に出るごみ

引っ越しなどで、一度に大量に出るごみは、「弘前地区環境整備センター」へ直接持込むことができます。

持込み方法は20ページをご覧ください。

店舗や事業所から出るごみ

店舗や事業所、農業等によって出るごみは「事業系廃棄物」となるため、町では収集していません。

自ら処理施設に持込むか、許可業者へ依頼してください。

燃やせるごみ

◆収集日 週2回

- 生ごみ、革・ゴム・布などの素材でできたものが「燃やせるごみ」となります。
- 町指定ごみ袋に入れて朝6時～8時までに収集場所へ。

出せるもの（例）

●生ごみ



しっかり水気を切る

●革・ゴム・布



●ふとん



たたんで紐で十字に縛り、町内名と氏名を記入した町指定ごみ袋（大）をつける

●油（食用）



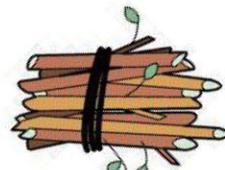
ペーパータオルなどに吸着させるか、凝固剤で固める

●刈草・落ち葉



十分に乾かして水分を抜く。可能な限り土壌に戻す

●木の枝（庭木）



紐で縛り、町内名と氏名を記入した町指定ごみ袋（大）をつける

- ◆木の枝（庭木）を出すときは
長さ60cm未満、太さ10cm未満、1束30cm以下に縛り、1回に出すのは3束以内にしましょう。

一度に大量にごみを出すのはやめましょう。



燃やせないごみ ◆収集日 月1回

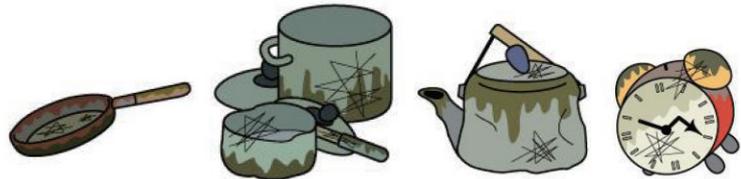
- 陶器、金属などでできた長さ45cm未満のものが「燃やせないごみ」となります。
- 電池を使用しているものは、必ず電池を取り外してください。
- 町指定ごみ袋に入れて朝6時～8時までに収集場所へ。

出せるもの（例）

●陶器



●金属製品



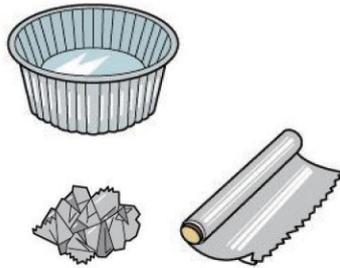
 刃がついているものは厚紙や新聞紙などに包んで出しましょう。

●ガラス



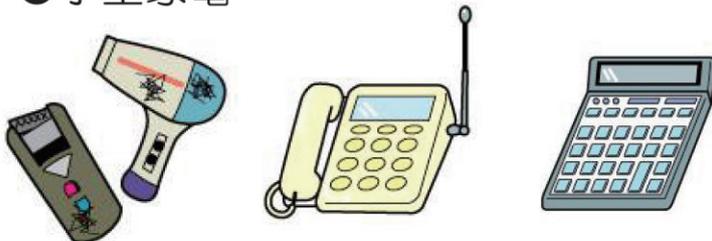
厚紙や新聞紙などに包んで出しましょう。

●アルミホイル



- 長さが**45cm以上**のものは「粗大ゴミ」となります。
4ページ参照
- レンガ、コンクリートブロック、土、漬物石等は**収集していません**。

●小型家電



できる限り小型家電回収ボックスへ
18ページ参照



水銀を含む廃棄物（水銀体温計、水銀血圧計 等）は町民生活課 環境係までご持参ください。

粗大ごみ

町最終処分場等への自己搬入できる日
◆毎週水・木・金、毎月第1日曜日

- 長さが45cm以上のものが「粗大ごみ」となります。
- 電池を使用しているものは、必ず電池を取り外してください。

◆町最終処分場等へ自己搬入（無料）する場合は、許可証が必要となりますので町民生活課環境係で申請してください。
（平日8時15分から17時まで）

※ 町最終処分場等は令和8年度で閉鎖します。
（町最終処分場、長野冬季不燃ごみ集積所）

出せるもの（例）



ストーブは灯油を抜きましょう。
※油を使用したものは、長野冬季不燃ごみ集積所には搬入できません

◆町が指定した日に収集を依頼する場合（有料）は処理手数料納付シールを購入し、破棄するものに貼り付け指定の収集日に出してください。
（1個につき大型2,000円、小型1,000円）

◆引っ越しなどで一度に大量に出るごみは「弘前地区環境整備センター」へ直接持込むことができます。（有料）
20ページ参照

資源物：市販の透明（半透明）なごみ袋（45ℓ）

プラスチック（容器包装）

◆収集日 月2回

全部がプラスチック素材であるもの

出せるもの（例）



◆プラスチック製容器包装

プラスチックとして出せるかどうかの一つの目安として、「プラマーク」があるかを確認してください。

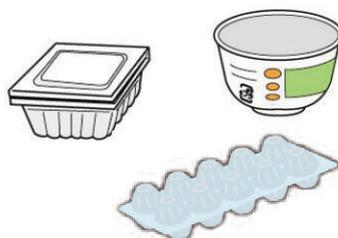
食料品、日用品の袋、ラップ

菓子、パン、レトルト食品の袋、調味料の小袋、ラップ、フィルム、レジ袋など



カップ、パック類

カップ麺 弁当、卵の容器 プリン、ゼリーなどのカップ



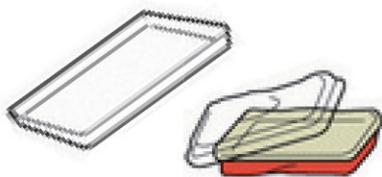
ボトル、キャップ類

シャンプー、ソース、食用油、洗剤などのボトル、プラスチック製のキャップなど



トレー類

食品用のトレー（色を問わず）



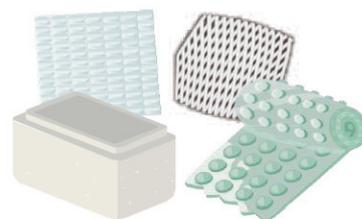
チューブ類

マヨネーズ、ケチャップ、わさび、歯磨き粉、化粧品などのチューブ



発泡スチロール、緩衝材

発泡スチロールやエアクッション、果物のネットなどの緩衝材



◆プラスチック製容器包装を出すときは

1. 軽く拭き取り、または水洗いで固形物を取り除く。
2. 手で振るなど、簡単に水を切る。

- ① 透明（半透明）な袋に「町内名」「氏名」を記入し、朝6時～8時までに収集場所へ
- ② 町資源物回収拠点へ
- ③ その他施設の回収拠点へ
（②、③は19ページ参照）

※汚れの取れないものは「燃やせるごみ」へ

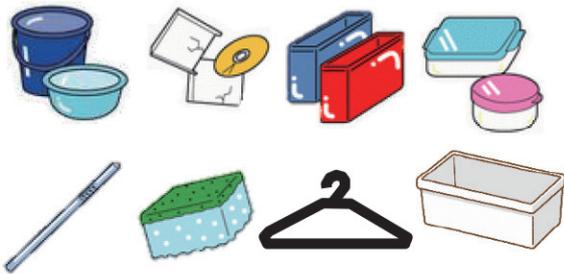
資源物：市販の透明（半透明）なごみ袋（45ℓ）

プラスチック（製品・大型プラ）◆収集日 月2回

全部がプラスチック素材であるもの

出せるもの（例）

プラスチック製品



土や砂または泥などの汚れを取り除くこと。

インク、バネ、金属などをはずす



プラスチック以外の素材を取り外すことができれば、プラスチック製品の対象になります。

◆プラスチック製品を出すときは

- ① 透明（半透明）な袋に「町内名」「氏名」を記入し、朝6時～8時までに収集場所へ
- ② 町資源物回収拠点へ（19ページ参照※大型プラ除く）

大型プラスチック

台所用品

- ・お盆
- ・ざる
- ・たらい
- ・漬物おけ
- ・水切りかご

入浴用品

- ・風呂ふた
- ・腰掛
- ・洗面器
- ・ベビーバス

清掃用品

- ・洗濯かご
- ・ちりとり
- ・バケツ

収納用品

- ・衣装ケース
- ・コンテナ
- ・書類ケース
- ・シューズボックス

家具・雑貨

- ・買い物かご
- ・ごみ箱

園芸用品

- ・植木鉢
- ・プランター
- ・じょうろ

レジャー用品

- ・クーラーボックス
- ・ソリ

※ 枠内の品目のみ、大型プラスチックになります

◆大型プラスチックを出すときは

誤収集を防ぐため、それぞれに「プラごみ」「町内名」「氏名」を直接または書いた張り紙（例：プラごみ 大町 板柳太郎）をしてください。



資源物：町指定ごみ袋

びん

◆収集日 月1回

飲料用、食料用の空きびん（ジュース類、酒類、ジャム等）

出せるもの（例）



- ◆ビールびんや一升びんは、酒店などの販売店への返却を優先しましょう。
- ◆びんの色ごとに分ける必要はありません。
- ◆取り外すことができるふたやキャップは、プラスチック製であれば「プラスチック」へ金属製であれば「燃やせないごみ」へ

◆びんを出すときは



軽く中を洗う

- ① 町指定ごみ袋に入れて朝6時～8時までに収集場所へ
- ② 地域の廃品回収へ
※対象となるびんはあらかじめ、ご確認ください。
- ③ 酒店など販売店へ返却
- ④ 町資源物回収拠点へ
- ⑤ その他施設の回収拠点へ
(④、⑤は19ページ参照)

※ 以下のものはびんには**出せません**ので注意してください。
◆化粧品のびん、哺乳びん、食用油のびん、割れたびん
「燃やせないごみ」へ

ペットボトル

◆収集日 月1回



- 左の表示マークがある飲料品、調味料品などが対象です。
- ラベルは可能な限り剥がして「プラスチック」へ



キャップは「プラスチック」へ出してください。

可能な限りラベルを剥がしてください。剥がしたラベルは「プラスチック」へ出してください。

◆ペットボトルを出すときは



軽く中を洗う

- ① 町指定ごみ袋に入れて朝6時～8時までに収集場所へ
- ② 地域の回収拠点へ
- ③ 町資源物回収拠点へ
- ④ その他施設の回収拠点へ
(③、④は19ページ参照)

缶

◆収集日 月1回



- スチール製、アルミ製の缶が対象です。
- 対象の缶は左のマークが表示されています。

出せるもの（例）



- ◆ボトル缶のキャップや缶詰のふたは「燃やせないごみ」へ。
- ◆缶の素材（アルミ・スチール）ごとの分別は不要です。

◆缶を出すときは

缶の中を軽く洗って、汚れや付着物を取り除いてください。



軽く中を洗う

- ① 町指定ごみ袋に入れて
朝6時～8時までに収集場所へ
- ② 地域の廃品回収へ
※対象となる缶はあらかじめ、
ご確認ください。
- ③ 町資源物回収拠点へ
- ④ その他施設の回収拠点へ
(③、④は19ページ参照)

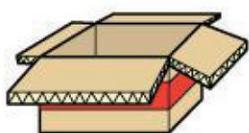
※ 以下のものは缶には**出せません**ので注意してください。
ボトル缶のキャップ、缶詰のふた、錆びている缶、ペンキの缶、一斗缶 等は「**燃やせないごみ**」へ

資源物：ごみ袋必要なし

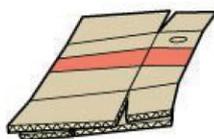
段ボール

◆収集日 月1回

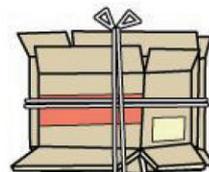
重ねて紙ひも等で十字に縛り、一番上に油性マジックで「町内名」「氏名」を目立つように記入してください。



◆断面が波状のもの



◆折りたたむ



◆紙ひも等で十字に縛る

資源物：ごみ袋必要なし

新聞

◆収集日 月1回

- 重ねて紙ひも等で十字に縛り、一番上に油性マジックで「町内名」「氏名」を目立つように記入してください。
- 折り込みチラシも一緒に出すことができます。



◆段ボール・新聞を出すときは

- ① 紙ひも等で十字に縛り、一番上の段ボールまたは新聞に油性マジックで「町内名」「氏名」を記入し、朝6時～8時までに収集場所へ。
- ② 地域の廃品回収へ
- ③ 町資源物回収拠点へ
- ④ その他施設の回収拠点へ
(③、④は19ページ参照)

資源物：ごみ袋必要なし

雑誌・雑がみ

◆収集日 月1回



- 重ねて紙ひも等で十字に縛り、一番上に油性マジックで「町内名」「氏名」を目立つように記入してください。
- 雑誌に雑がみをはさんでひもで縛ってもかまいません。
- 食べ物等の汚れがついているものは拭き取ってください。
- 紙以外の材質（箱ティッシュのビニール、食品用ラップの刃部分等）は取り除いてください。
- 防水加工されている紙（紙皿・紙コップ等）やにおいの強い紙（洗剤や線香の入っていた紙箱等）はマークがついていてもそのまま「燃やせるごみ」へ出してください。



◆雑誌・雑がみを出すときは

- ① 紙ひも等で十字に縛り、一番上に油性マジックで透明（半透明）な袋に「町内名」「氏名」を記入し、朝6時～8時までに収集場所へ。
※紙袋に入れて出すことも可能です。
- ② 地域の廃品回収へ
- ③ 町資源物回収拠点へ
- ④ その他施設の回収拠点へ
（③、④は19ページ参照）

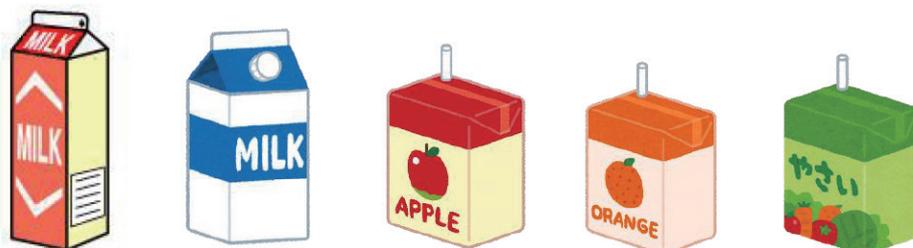


紙パック

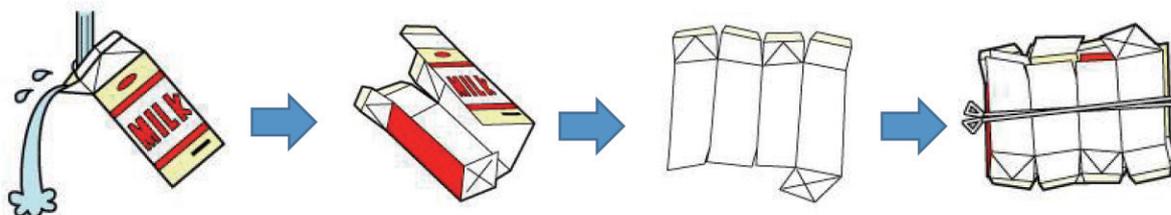
◆収集日 月1回



左の表示マークがある飲料品などが対象です。



◆紙パックを出すときは



軽く中を洗う

ハサミ等で切り開く

紐で縛る

- ① 中を洗って切り開き、乾かしてください。重ねて紙ひも等で十字に縛り、一番上に油性マジックで「町内名」「氏名」を目立つように記入し、朝6時～8時までに収集場所へ。
※プラスチック製の飲み口等は取り外し「プラスチック」へ。
※紙袋に入れて出すことも可能です。
- ② 地域の廃品回収へ
※廃品回収へ出す場合は「町内名」「氏名」の記入は不要です。
※回収するかは確認が必要です。
- ③ 町資源物回収拠点へ
- ④ その他施設の回収拠点へ
(③、④は19ページ参照)

※ 以下のものは紙パックには**出せません**ので注意してください。

◆内側が**銀箔及び茶色のものは「燃やせるごみ」**へ

危険ごみ

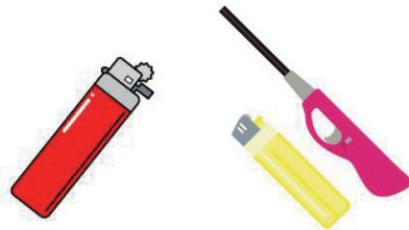
◆収集日 月1回

スプレー缶（殺虫剤・ヘアスプレー・カセット式ガスボンベ等）、使い捨てライターが「危険ごみ」となります。

スプレー缶



使い捨てライター



◆危険ごみを出すときは

- ① 中身を完全に空にして、市販の無色透明な袋に入れ「町内名」「氏名」を記入し、朝6時～8時までに収集場所へ。
※スプレー缶に穴あけは不要です。
※スプレー缶と使い捨てライターは同じ袋に入れてもかまいません。

※ 以下のものは危険ごみには**出せません**ので注意してください。

◆塗料スプレー類は「**燃やせないごみ**」へ

有害ごみ

◆収集日 月1回

蛍光管（LED製品以外）、電池類が「有害ごみ」となります。



◆蛍光管を出すときは

- ① 購入の際に封入されていた箱やケースに入れ「町内名」「氏名」を記入し収集場所へ出してください。
- ② 箱やケースが無い場合は、割れないよう段ボールや新聞紙・包装紙で包み「蛍光管在中」「町内名」「氏名」を記入し、朝6時～8時までに収集場所へ。
※割れた蛍光管は「燃やせないごみ」へ

◆電池類を出すときは

- ① ショートによる発火を予防するため、プラス極とマイナス極にテープを貼り絶縁してください。
- ② 市販の透明（半透明）な袋に入れ「町内名」「氏名」を記入し収集場所へ出してください。
※回収ボックスも設置しています。（18ページ参照）

充電式電池リサイクルマーク



※ 以下のものは有害ごみには**出せません**ので注意してください。

◆電子タバコ、シェーバー（充電式）等は
「町民生活課 環境係窓口の回収ボックスへ」へ

収集しないごみ

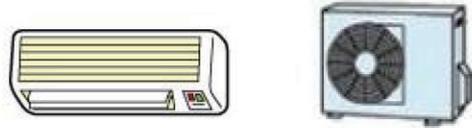
- ・15ページから18ページ掲載のごみは、ごみ処理施設で処理できないため収集しません。
- ・購入したお店または処理業者に処理を依頼してください。

家電リサイクル法対象製品

- テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL）



- エアコン



- 冷蔵庫・冷凍庫



- 洗濯機・衣類乾燥機



◆リサイクル料金 ※大きさやメーカーによって料金が異なります。

品 目		リサイクル料金（税込）
エアコン		990円～
テレビ	ブラウン管	1,320円～
	液晶・プラズマ、有機EL	1,870円～
冷蔵庫・冷凍庫		3,740円～
洗濯機・衣類乾燥機		2,530円～

家電リサイクルに関するお問い合わせ

家電リサイクルセンター 電話：0120-31-9340

（9：00～17：00 日曜日・祝日は休み）

◆処理方法

- ① 購入または買い換えをするとき販売店等に依頼
依頼する販売店や品目、引き取り方法によって料金が異なりますので販売店にお問い合わせください。
- ② 業者へ依頼
業者へ依頼する場合は、その業者が町の「一般廃棄物収集・運搬許可」を受けているのか確認してください。無許可業者による収集・運搬は違法です。依頼業者がわからない場合は役場町民生活課環境係までお問い合わせください。
- ③ 郵便局でリサイクル券を購入し、自分で指定引取場所へ持込み
郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、指定引取場所へ持込む。
自分で持込むことができない場合は業者へ依頼してください。

指定
引取
場所

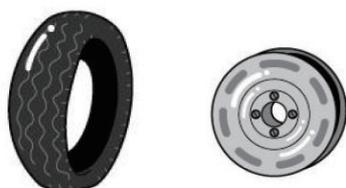
日本通運株式会社 弘前支店

住所：弘前市大字新里字中平岡25-1
電話：0172-27-0881
時間：8：30～12：00、13：00～17：00
定休日：日曜日、祝日

トーテツ資源株式会社 弘前営業所

住所：田舎館村大字川部字下船橋64-3
電話：0172-58-4725
時間：8：30～12：00、13：00～16：30
定休日：日曜日、祝日

自動車部品、軽二輪、小型二輪、原動機付き自転車、消火器等



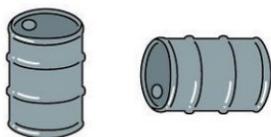
- 自動車部品
タイヤ、ホイール、バッテリーなどの部品は収集しません。
車の販売店または車用品店、ガソリンスタンド等へご相談ください。



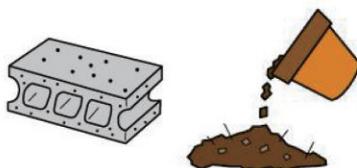
- 軽二輪、小型二輪、原動機付き自転車
軽二輪、小型二輪、原動機付き自転車は収集しません。
販売店へご相談ください。



- 消火器
消火器は収集しません。
販売店へご相談ください。



- ドラム缶
ドラム缶は収集しません。
専門業者へご相談ください。



- コンクリートブロック、土
コンクリートブロックは収集しません。
専門業者へご相談ください。
土は収集しません。

- その他
上記以外でも、大きいもの（180cm以上）、レンガ、漬物石のような固いもの。ごみ収集車が巻き込みできないもの。大きい刃物や注射針など危険なもの。薬品※（農薬、除草剤等）などは収集しません。
※ 家庭菜園で出たものは収集します。

事業系ごみ ※事業活動に伴って発生する廃棄物

- 農業等、事業から出たものは収集しません。実すぐりりんご等は事業系一般廃棄物になりますが、一度に大量に排出されると、ごみ処理施設に影響を及ぼす場合がありますので、安易に排出しないで、土中にすき込む等の方法により処分してください。
廃プラスチックなどは事業系産業廃棄物になりますので、自ら処理をするか、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

パソコンなどの使用済小型家電



- 町は国の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル（株）」と協定を締結し、パソコンなど使用済小型家電等の宅配便回収をおこなっております。
※ 回収品にパソコンを含む場合に限り（1箱のみ）無料です。
- インターネットまたはFAXにてお申し込みいただくと、提携宅配便業者（佐川急便）がご希望の日時に、ご自宅まで回収に伺います。

◆申し込みから回収までの流れ



※梱包のイメージ



- ◆詳しくは下記のQRコードから確認できます。

町HP



リネットジャパン
リサイクル（株）HP



小型家電回収・電池類回収

町では以下の施設に小型家電、電池類の回収ボックスを設置しております。

- 板柳町福祉センター（平日のみ）
- 板柳町公民館（土・日・祝日も開館）
- 板柳町多目的ホールあぷる（平日のみ）

小型家電回収対象

25cm×15cmの投入口に入る小型家電（電子機器）、電気を利用する機器（コンセントのついている機器）

- ※ 電池、バッテリー類は外してください。
- ※ 個人情報の含まれているものは回収しません。回収ボックスに入れた場合は個人情報に関する補償はできません。

携帯電話専用回収ボックスもございます。

設置場所：役場町民生活課 環境係窓口（平日のみ）

電池類回収対象

マンガン・アルカリ乾電池、ボタン電池、コイン電池

- ※ 回収ボックスに入れる時は、ショートによる発火を防ぐために、プラス極とマイナス極にテープを貼って絶縁してください。



資源物回収拠点

町ではリサイクル意識向上をはかることを目的に、資源物の回収拠点を設置します。（令和8年4月稼働予定）



場所：板柳町公民館駐車場内（駐車場へ入って右側です。）

回収拠点へ出せるもの

- ・プラスチック（容器包装・製品）
※大型プラスチック製品除く
- ・びん
- ・ペットボトル
- ・缶
- ・段ボール
- ・新聞
- ・雑誌
- ・雑がみ
- ・紙パック

回収拠点を設置しているその他施設

施設名	プラスチック容器	びん	ペットボトル	缶	段ボール	新聞	雑誌	雑がみ	紙パック	備考
いとく板柳店	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※掲載の承諾をいただいた施設・品目です。

●皆さんでマナーを守ろう●

回収品目以外の持込みは絶対にやめましょう。缶やペットボトル等のはかるく水ですすぐなど、各施設のルールに従って出してください。プラスチックは各施設で指定のものに限ります。

一般廃棄物最終処分場、ごみ処理施設

一般廃棄物最終処分場

板柳町一般廃棄物最終処分場（弘前市大字十腰内字猿沢地内）へ自己搬入（無料）できます。

搬入できる日は、毎週水・木・金曜日（祝日は不可）、毎月第1日曜日（祝日の場合は、第2日曜日）となります。

事前に町民生活課環境係へ申請し、許可証の発行を受けてください。

注意：板柳町一般廃棄物最終処分場は令和8年度で閉鎖します。
（最終処分場、長野冬季不燃ごみ集積所）

ごみ処理施設

引っ越しなどで一度に大量に出るごみは、以下の施設に直接搬入することができます。

	弘前地区環境整備センター （弘前市大字町田字筒井6-2）	南部清掃工場 （弘前市大字小金崎字川原田54）
	電話 0172-36-3883	電話 0172-92-2105
搬入先		
搬入可能時間	午前8時30分から午後4時30分	
休業日	第1、第3日曜日	第2、第4日曜日
	※ 年末年始については、各施設にご確認ください。	
搬入できるもの	燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ	燃やせるごみ
料金	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみ 10kgまでごとに110円（税込） 燃やせないごみ 10kgまでごとに137.5円（税込） 粗大ごみ 10kgまでごとに137.5円（税込） ※ 料金は10円未満を切り捨てた額となります。	

不法投棄・野焼きの禁止について 他

不法投棄・野焼きなど不適正なごみの処理には、法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で厳しい罰則が適用されますので安易に不法な処理をしないようご注意ください。

また、当町及び近隣市町村においても、廃棄物収集に係る無許可業者による違法回収が確認されておりますので、併せてご注意ください。

不法投棄

不法投棄は景観を損なうだけでなく、新たな不法投棄の誘発に繋がるとともに、廃棄物からの有害物質による環境破壊の原因にもなります。

私有地・私道上に不法投棄された場合は、所有者または管理者が不当投棄物を処理することになりますので、所有地の管理にご注意ください。

不法投棄の現場を発見した場合は、弘前警察署または町民生活課環境係までお知らせください。

- ・弘前警察署：0172-32-0111
- ・町民生活課環境係：0172-73-2111（内線105/107）

野焼き

ドラム缶などでごみを燃やしているという苦情が寄せられています。内容は、「窓を開けられない」「煙の臭いがくさい」など様々です。野焼きによる迷惑行為は近隣住民とのトラブルに繋がりがねません。以下のような例外的に認められている場合であっても、むやみに焼却して良いわけではなく、苦情が寄せられた場合は、警察や消防の指導対象となりますので、周囲への配慮を心がけましょう。

・震災等の災害応急対応、火災予防訓練、正月の「しめ縄、門松など」、お盆の迎え火、送り火、農業等を営むためやむを得ない場合など
※野焼きを目撃した場合は、弘前警察署または町民生活課環境係までお知らせください。

- ・弘前警察署：0172-32-0111
- ・町民生活課環境係：0172-73-2111（内線105/107）
- ※農業に関することは産業振興課農政係：0172-73-2111（内線311）
- ・板柳消防署：0172-73-2339

ごみ分別表（50音順）

ごみ分別表（50音順）
QRコード



ごみの詳しい分け方はごみ分別表（50音順）をご覧ください。

https://www.town.itayanagi.aomori.jp/life/refuse/files/R07_gomi50.pdf/

ごみについての情報

ごみについて
QRコード



板柳町ホームページでも、ご案内しています。

<https://www.town.itayanagi.aomori.jp/life/refuse/gomi.html>

決められた出し方・分け方を
みんなで守り、きれいな町に
しましょう。



発行【令和8年2月】

〒038-3692

板柳町大字板柳字土井239番地3

板柳町役場 町民生活課 環境係

電話 0172-73-2111

(内線105/107)